

広島県告示第七百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年十月十七日

広島県知事 湯崎英彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社押川	竹原市竹原町三六一六番地一	ケアセンターわかば	竹原市竹原町三六四四番地	介護予防通所介護	平成二五年一〇月一日
株式会社シンシアー	尾道市美ノ郷町三成二一五番地二	ほほえみ高須	尾道市高須町字西新涯五五七〇	介護予防訪問介護	平成二五年一〇月一日
カイゼン株式会社	愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一 テクノプラザ愛媛三〇三室	デイサービスセンター春日和八本松	東広島市八本松飯田七丁目三番六号	介護予防通所介護	平成二五年一〇月一日
カイゼン株式会社	愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一 テクノプラザ愛媛三〇三室	デイサービスセンター春日和西条中央	東広島市西条中央四丁目四番六号	介護予防通所介護	平成二五年一〇月一日
有限会社椿会	江田島市江田島町切串一丁目三七番二一 号	ショートのステイ椿の里	江田島市江田島町切串四丁目一七番一四 号	介護予防短期入所生活介護	平成二五年一〇月一日
株式会社アイビーロード	安芸郡海田町南幸町二番三〇号	デイサービスアイビーロード	安芸郡海田町南幸町二番三〇号	介護予防通所介護	平成二五年一〇月一日